

平成 31年 第 1 回 筑前町議会臨時会（初議会）会議録	
招集年月日	平成 31年 2月 1日（金）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 31年 2月 1日（金） 10時 00分
閉 会	平成 31年 2月 1日（金） 15時 18分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1番 寺 原 裕 明 2番 柳 雅 明 3番 持 山 英 幸 4番 石 橋 里 美 5番 木 村 和 彦 6番 深 野 良 二 7番 田 口 讓 司 8番 山 本 一 洋 9番 奥 村 忠 義 10番 山 本 久 矢 11番 木 村 博 文 12番 河 内 直 子 13番 横 山 善 美
出席議員数	14名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ども 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 松 尾 和 彦
欠 席 者	な し
会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

平成31年第1回臨時会

平成31年2月1日（金）

事務局長	皆様、おはようございます。事務局長の仲村です。 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなります。年長の持山英幸議員を御紹介いたします。 持山英幸議員、議長席にどうぞお願いします。 (持山英幸議員、議長席に着く)
臨時議長	皆様、おはようございます。ただいま紹介されました持山英幸でございます。 地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。皆様の御協力によりまして、無事に職務を果たしたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。 本日の出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成31年第1回筑前町議会臨時会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
臨時議長	日程第1「仮議席の指定」を行います。 仮議席は、ただいま着席の議席とします。 これから、町長から臨時招集の御挨拶をお願いします。 町長
町長	おはようございます。本日は平成31年第1回臨時会を招集しましたところ、全員御出席いただき、ありがとうございます。 まずもってお祝いを申し上げます。平成31年2月1日付、筑前町議会議員御就任、おめでとうでございます。夢多き、また課題も山積する筑前町でございますが、それをも超える郷土愛と高い志を住民、議会、執行部、共有しながら、先人先達が築かれた筑前町にさらに磨きをかけて、後世へ引き継ぐべき努力をしてまいりたいと存じます。特に、ことしは新しい元号の時代への幕開けの年でもあります。議員各位の御活躍を祈念し、また、御指導よろしくようお願い申し上げます。 以上でございます。
日程第2	
臨時議長	日程第2「議長志願者の所信表明」を行います。 この所信表明は、議会基本条例第2条第2項の規定により実施するものであります。議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民にわかりやすい議長の選出を行うこととします。 あらかじめ2人の議員から申し出があり、仮議席順にくじ引きを行い、発言の順番を決定しております。 所信表明を行います。 所信表明の順番は、 初めに、田中政浩議員 次に、山本一洋議員 の順番で行います。 制限時間は1人5分といたします。 まず、田中政浩議員、演壇にてお願いいたします。 田中議員
田中議員	改めまして、皆様、おはようございます。 まず最初に、筑前町町議会議員選挙におきまして立候補され、めでたく当選なされ

	ました皆様、おめでとうございます。心からお喜び申し上げます。ともに頑張っていきたいと思っております。 さて、平成24年に筑前町議会基本条例が制定をされました。条例を制定するに当たり、いろいろと話し合い等で模索をいたしました。8年前になりますが、私が町議会議員の選挙に初当選し、初めての議会に出席をした初日、いきなりの正副議長の選挙がありました。少しは話を聞いておりましたが、誰を選べばいいのか大変戸惑いました。そこで、議長、副議長の選挙の際、立候補者に所信表明をしていただければ、少しでもその方がわかるのではないかということを思い、提案をいたしました。以降、議長、副議長の選挙を行うに当たり所信表明を行うようになりました。ですから、今回の臨時議会の所信表明は2回目であります。 それでは、私が議長に立候補するに当たり、所信を述べさせていただきます。 まず、基本条例の前文を読み上げます。 二元代表制のもと、町民の負託に応え、町民の福祉の向上のため活動するものであります。議会は、町民の意思を代弁する合議制機関であることから、みずからの創意と工夫によって町民と協働のまちづくりを推進していかなければならないです。 このため、議会は積極的な情報の公開、議員の自己研さんと資質の向上、公正・公平の透明性を保ちつつ、町民に開かれた議会及び町民に信頼され、存在感のある議会を目指すための条例でございます。 議員として選ばれた私たちは、この議会基本条例を尊重しつつ、議会及び議会活動の活性化と充実を図らなければなりません。この条例をもとに、1期終了時には議会の運営評価を行い、次期につなげていくことが大事であります。前期の始まり時も評価を行いました。 今後、議会として取り組むべき大切な課題は、町民の皆様と協働のまちづくりをいかにやっていくかではないかと思っております。まず、議員同士の信頼を築き、チームとして結束し、勇気を持ってよりよい筑前町を築いていく努力をすることだと私は考えております。議員各位がそれぞれの得意分野で政策や提言、提案等を行い、執行部と切磋琢磨し、よりよい行政を行うことが町民の皆様の信頼等につながっていくものと私は信じております。 最後に、町民の皆様の信頼に応える議会を構築していくため、議員各位の協力が必要不可欠だと思っております。私自身が議会改革の先頭に立ち、前期の副議長としての経験を生かし、精いっぱい努力してまいります。議長として中立、公正、公平な運営に努めます。どうか皆様の御賛同と御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます、議長選任の所信表明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。
臨時議長	次に山本一洋議員、よろしくお願いします。 山本一洋議員
山本一洋議員	皆さん、改めまして、おはようございます。 それでは、私が議長に立候補をするに当たり、所信を述べさせていただきます。 議員となり、この4年間の私の政治姿勢は、是々非々を貫き、町政への政策提言に努めるということでした。これは、よいことはよい、間違ったことは間違いだと事に応じて判断をすることであり、今後も同じ姿勢で頑張っていくつもりでございます。 また、今回の町議会一般選挙につきましては、前々回の投票率と比べ約12ポイントも低くなっていることに町民の方々の町議会に対する期待や関心の薄さを真摯に受けとめ、今後、信頼を回復させるためにも14名全員が議会で頑張っている姿を示していかなければならないと思っております。 そのためにも、私がまず先頭に立って、町民の皆さんに開かれた議会、信頼され、

	存在感のある議会を目指すために不断の努力と研さんを重ねていく覚悟でございます。 議員各位もこの選挙戦の中で町民の方々からいろいろな悩みや相談などを訴えられてこれたと思います。例えば、子育て支援の問題、農業の高齢化対策の問題、防災や環境の問題、教育の問題等々、多岐にわたっていたと思います。 そのような住民の方々の思いや訴えに対して私たち議員として応えていくために、私は四つの方策を考えているところでございます。一つには、議員の研修、勉強会の実施であります。これは町政に対して政策の提案、提言ができる議員力を高める必要があるからであります。外部からの講師も含め、積極的な取り組みを行いながら、議会として議案の提出が行えるよう力量を高めていかなければならないと思っています。次に、議会報告会や各種団体等の意見交換を積極的に行い、議会として多くの住民の方々との意見交換をすることにより、全議員での自由闊達な討議を行いながら執行部へ政策提言をすることです。三つ目には、各常任委員会の積極的な調査研究を行うことにより、委員会からの政策提言をすることも必要であろうと思っています。四つ目として、以上の項目を実現させるためには、議員14名がチーム一丸となって全員野球で頑張っていかなければなりません。 最後に、町民の皆さんの信頼に応えられる議会を構築していくためにも、私自身、議会改革の先頭に立って努力と行動を続けていくことをお約束させていただきます。そして、今後も筑前町に住んでよかった、また、筑前町に住みたいという方を増やすために、安心安全なまちづくりを目指して頑張っていきたいと思います。議長として中立、公正、公平な議会運営に努めるとともに、皆様方の御意見にも真摯に耳を傾けていく覚悟でございます。どうか皆様方の御賛同と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。私の議長選挙における所信表明とさせていただきます。御清聴どうもありがとうございました。
臨時議長	以上で所信表明演説は終わりました。 議員の皆様申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に限らず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明以外の議員に対する投票も有効でありますので、御承知をお願いいたします。
日程第3	
臨時議長	日程第3「議長の選挙」を行います。 選挙は投票で行います。 ここで、議場出入口を閉めます。 (議場の出入口を閉める)
臨時議長	ただいまの出席議員数は14名です。 次に、開票立会人を指名いたします。 会議規則第30条第2項の規定によって、開票立会人に、 1番 柳雅明議員及び3番 木村和彦議員を指名いたします。 投票用紙を配ります。 念のため申し上げます。 投票は、単記無記名です。 (投票用紙配付)
臨時議長	投票用紙の配付漏れはありませんか。 (配付漏れなし)
臨時議長	配付漏れなしと認めます。 投票箱の点検をいたします。

	(仲村事務局長・中原係長による投票箱の点検 演壇にて)
臨時議長	異常なしと認めます。 それでは、投票用紙に記載をお願いいたします。 (投票用紙に記載)
臨時議長	皆さん、記載されましたでしょうか。 (「はい」の声あり)
臨時議長	それでは、ただいまから投票を行います。 1 番議員から順番に投票をお願いいたします。 (1 番議員から順次投票)
臨時議長	投票漏れはありませんか。 (投票漏れなし)
臨時議長	投票漏れなしと認めます。 これで、投票を終わります。 続いて、開票を行います。 柳議員、木村議員、開票の立ち会いをお願いいたします。 (開票)
臨時議長	選挙の結果を報告します。 投票総数 14 票 有効投票 14 票 無効投票 0 票 でございます。 有効投票のうち 田中政浩議員 9 票 山本一洋議員 5 票 以上のとおりでございます。 この選挙の法定得票数は、有効投票総数の 4 分の 1 ですので、4 票です。 よって、田中政浩議員はこの法定得票数を超え、最多得票数を得ております。 したがって、田中政浩議員が議長に当選されました。 議場の出入口を開きます。 (議場の出入口を開く)
臨時議長	ただいま議長に当選されました田中政浩議員が議場におられます。 会議規則第 31 条第 2 項により、当選の告知をします。 議長当選承諾及び挨拶を演壇にてお願いします。 田中政浩議員
田中議員	ただいま議員各位の皆様から御支援、御支持のもと、議長に就任することができました。心から感謝申し上げます。 先ほど申し上げたように、議会基本条例のもと、議会の存在感を高めていき、執行部及び町長との議論を行いながら、政策の提言を行い、安心・安全な筑前町のまちづくりに努めてまいります。 広報ちくぜんの 1 月号の町長挨拶にあったように、先人が営々と築き上げられたふるさと筑前町に磨きをかけ、後世につなぐために、住んでよかった、住んでみたい、帰ってきたい、そのような思いを持たれるよう、魅力と活気あふれるまちづくりを進めていくということの考えに私も賛同し、進めてまいります。 議員 14 名の皆様と、チーム議会として一緒に努力していこうと思っております。今後ともよろしく願いを申し上げ、簡単でありますけれども、就任の挨拶とさせて

	いただきます。ありがとうございます。
臨時議長	以上で、臨時議長の職務が終わりました。 臨時議長の席をおりさせていただきます。御協力ありがとうございました。
休 憩	
臨時議長	ここで暫時休憩をいたします。 (1 0 : 2 7)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 0 : 4 5)
議 長	ただいまより、私が議長の職務を行います。 本日のこれからの議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。
日程第4	
議 長	日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、1 番 柳雅明議員と2 番 持山英幸議員を指名します。
日程第5	
議 長	日程第5「会期の決定」を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日2月1日の1日間としたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日2月1日の1日間と決定いたしました。
日程第6	
議 長	日程第6「副議長志願者の所信表明」を行います。 この所信表明は議会基本条例第2条第2項の規定により実施するものであり、先ほどの議長志願者の所信表明と同じ目的で実施されます。 あらかじめ2人の議員から申し出があり、仮議席順にくじ引きを行い、発言の順番を決定しておりますので、随時所信表明を行います。 所信表明の順番は、 初めに、奥村忠義議員 次に、横山善美議員 であります。 時間制限は1人3分以内です。 まず、奥村忠義議員、演壇にてお願いいたします。 奥村議員
奥村議員	改めまして、おはようございます。副議長に立候補いたしました奥村忠義でございます。議員の皆様におかれましては、長きにわたる選挙活動お疲れさまでございました。そしてまた、当選おめでとうございます。 それでは、立候補に当たり、所信表明をいたします。 まず、副議長の立場とはどういったものなのか。議長を補佐するのは当然のことながら、町民の皆様の声を大切にされている議員の皆さん一人一人と向き合い、チーム議会をどうやって築いていけばよいのか、どんな議会を町民の方々は望んでおられるのか、皆さんとともに考え、皆さんとともに歩んでいきたいと願っております。そのためにも自分自身が知識を深め、いつでも、どこでも、誰とでも会話ができ、また、よき相談相手となれるように努力いたします。一つの課題に対しても、素晴らしい政

	策の立案であれば、そのことをみんなで共有し、そのことに対してどう取り組んでいけばよいのか、議長を筆頭に、チームワークを保ちつつも活発な意見を出し合い、議論を交わし、きずなを深めて、住みよい町筑前町、みんなに優しい筑前町、住んでよかった町筑前町を執行部とともに築いていければ最高ではないかと考えております。 こういった私の思いに賛同いただけるのであれば、どうかよろしくお願い申し上げます。 これにて私の所信表明を終わります。
議 長	次に、横山善美議員、お願いいたします。 横山議員
横山議員	何度も申しますけども、改めて、おはようございます。 副議長の選挙の実施に先立ちまして、所信表明をさせていただきます。ちょっとお聞き苦しいところもあろうかと思うんですけども、何とぞ御容赦をお願いいたします。 私は平成27年から筑前町議会議員をさせていただいております。この間、産業建設常任委員会では副委員長、議会活性化特別委員会、総務建設常任委員会、議会広報特別委員会に在籍をしていました。議会広報特別委員会では委員長を歴任をさせていただいたところでございます。そして、今回の一般選挙で再び議員として活躍させていただく機会を与えていただき、決意を新たにしているところでございます。 今回の選挙というものに対して私の思いをお話をさせていただきたいと思います。投票率が過去最低の52.82%でございました。これは若年層18歳からの選挙だったからとは一概には思えません。さまざまな要因があると思いますが、やはり魅力ある、関心のある議会になっていないからではないでしょうか。平日の昼間の議会開催では若年層への浸透ができていくでしょう。私見でございますけれども、例えば議会のライブ配信なども一案であり、我々議員も質の向上を目指し、一般質問のあり方、その質問は町をよくするために問いただしているか、政策論争、政策提言をしているのかなど、私たち議員が全員協議会や各委員会で議論し、見つめ直し、新たな展開を考えていくべきであろうと考えております。 そして、副議長の役割でございます。もちろん、何よりも議長を補佐することにあります。議員各位の御協力を得ながら、しっかりと議長を支え、公平…… (ベルが鳴る)
議 長	終わります。
横山議員	失礼しました。議員各位の御理解、御支援をいただけますよう、心からお願い申し上げます。
議 長	以上で、所信表明の演説が終わりました。 議員の皆様申し上げます。 ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、先ほどの議長選挙と同じように、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、御承知お願い申し上げます。
日程第7	
議 長	日程第7「副議長の選挙」を行います。 選挙は投票で行います。 議場出入口を閉めます。 (議場の出入口を閉める)
議 長	ただいまの出席議員数は14名です。 次に、開票立会人を指名します。 開票立会人に、1番 柳雅明議員、2番 持山英幸議員を指名します。

	投票用紙をお配りいたします。 念のため申し上げます。 投票は、単記無記名です。 投票用紙の配付をお願いいたします。 (投票用紙配付)
議 長	投票用紙の配付漏れはありませんか。 (配付漏れなし)
議 長	配付漏れなしと認めます。 それでは、投票箱を点検します。 (仲村事務局長・中原係長による投票箱の点検 演壇にて)
議 長	異常なしと認めます。 それでは、投票用紙に記載をお願いいたします。 (投票用紙に記載)
議 長	皆様、記載されましたでしょうか。 (「はい」の声あり)
議 長	ただいまから、投票を行います。 1 番議員から順番に投票をお願いいたします。 (1 番議員から順次投票)
議 長	投票漏れはございませんか。 (投票漏れなし)
議 長	投票漏れなしと認めます。 これで、投票を終わります。 続いて、開票を行います。 柳議員、持山議員、開票の立会いをお願いいたします。 (開票)
議 長	それでは、選挙の結果を報告いたします。 投票総数 1 4 票 有効投票数 1 4 票 無効投票数 0 票 です。 有効投票のうち 奥村忠義議員 4 票 横山善美議員 9 票 山本久矢議員 1 票 以上です。 この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1なので、4票でございます。 したがいまして、横山善美議員が副議長に当選されました。 議場の出入口を開きます。 (議場の出入口を開く)
議 長	ただいま副議長に当選されました横山議員が議場におられます。 会議規則第31条第2項により、当選者の告知をします。 副議長当選承認及び挨拶を演壇にて願います。 横山議員
横山議員	横山善美でございます。副議長をということで御指名いただきまして、本当にありがとうございます。

	先ほど所信表明の中でちょっと時間が足らずに申し述べできなかったことを、改めて、表明という形でさせていただきたいと思っております。 副議長の役割というのは、先ほどもちょっと申しましたけれども、議長をもちろん補佐することによりまして、議員各位の御協力を得ながらしっかりと議長を支え、それから、公平公正な議会運営を図るとともに、活発な議論の展開により、議会が町民の皆様方にとって身近に感じ、厚い信頼が得られるよう全力を尽くす所存でございます。 議員各位はもちろんのことでございますけれども、町民の方々とともに声を議会に上げていただき、議会でいろいろ検討させていただき、議長とともに執行部に対して強く求めていくというようなことをやっていきたいなと思っております。 副議長に御推薦いただきまして、本当にありがとうございました。 以上でございます。
休 憩	
議 長	では、ここで暫時休憩をいたします。 (1 1 : 0 4)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 4 : 4 7)
日程第 8	
議 長	日程第 8 「議席の指定」を行います。 議席は、お手元に配付しております議席のとおり指定します。
日程第 9	
議 長	日程第 9 「常任委員会の選任」を行います。 お諮りします。 常任委員会の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、常任委員会はお手元にお配りした名簿のとおり選任することを決定いたしました。
日程第 1 0	
議 長	日程第 1 0 「常任委員会及び副委員長の互選」を行います。 委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告いたします。 総務建設常任委員長 木村博文議員 総務建設常任副委員長 奥村忠義議員 文教厚生常任委員長 深野良二議員 文教厚生常任副委員長 寺原裕明議員 以上のとおり互選されたので、報告いたします。
日程第 1 1	
議 長	日程第 1 1 「議会運営委員会の選任」を行います。 お諮りします。 議会運営委員会の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、横山善美議員

	木村博文議員 深野良二議員 山本久矢議員 田口譲司議員 以上のとおり指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。
日程第 1 2	
議 長	日程第 1 2「議会運営委員長及び副委員長の互選」を行います。 委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、議会運営委員会において委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告いたします。 議会運営委員長 横山善美議員 議会運営副委員長 木村博文議員 以上のとおり互選されたので、報告いたします。
日程第 1 3	
議 長	日程第 1 3 発議第 1 号「議会広報特別委員会設置に関する決議」を議題とします。 本件について説明を求めます。 山本久矢議員
山本久矢議員	発議第 1 号「議会広報特別委員会設置に関する決議」 上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出いたします。 提出者 山本久矢 賛成者 寺原裕明議員、柳雅明議員、石橋里美議員、木村和彦議員、河内直子議員です。 提案理由の説明を申し上げます。 議会広報は議会と住民を結ぶかけ橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っております。 この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするために、地方自治法上の根拠を有する「議会広報特別委員会」を設置するものであります。 議会広報特別委員会の設置の内容につきましては、 1. 名称 議会広報特別委員会 2. 設置の根拠 地方自治法第 1 0 9 条及び委員会条例第 5 条 3. 目的 議会広報の編集及び発行に関する調査 4. 委員の定数 6 人 5. 任期 調査終了まで、といたしております。 以上、提案理由の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)

議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第１号「議会広報特別委員会設置に関する議決」を採決します。 発議第１号は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第１号「議会広報特別委員会設置に関する決議」は原案のとおり可決しました。
日程第１４	
議 長	日程第１４「議会広報特別委員会の互選」を行います。 お諮りします。 議会広報特別委員会の選任については、委員会条例第８条第４項の規定により、 山本久矢議員 河内直子議員 寺原裕明議員 柳雅明議員 石橋里美議員 木村和彦議員 以上のとおり指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会広報特別委員会は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。
日程第１５	
議 長	日程第１５「議会広報特別委員長及び副委員長の互選」を行います。 委員会条例第９条第２項の規定により、議会広報特別委員会において委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告いたします。 議会広報特別委員長 山本久矢議員 議会広報特別副委員長 河内直子議員 以上のとおり互選されましたので、報告いたします。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 発議第２号「議会活性化検討特別委員会設置に関する決議」を議題とします。 本件について説明を求めます。 田口讓司議員
田口議員	発議第２号「議会活性化検討特別委員会設置に関する決議」 上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１３条第１項の規定により提出します。 提出者 田口讓司 賛成者 持山英幸議員、深野良二議員、奥村忠義議員、木村博文議員です。 提案理由の説明を申し上げます。 地方創生の時代を迎え、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する中、地方議会の責務も増し、その機能強化が求められています。 議会活性の充実強化を図り、活性化検討委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する「議会活性化検討特別委員会」を設置するものであります。 議会活性化検討特別委員会設置の内容につきましては、

	1. 名称 議会活性化検討特別委員会 2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条 3. 目的 議会及び議員活動の活性化に関する調査研究 4. 委員の定数 5人 5. 任期 調査終了まで、といたします。 以上、提案理由の説明を終わります。
議 長	説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第2号「議会活性化検討特別委員会設置に関する決議」を採決します。 発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第2号「議会活性化検討特別委員会設置に関する決議」は原案のとおり可決いたしました。
日程第17	
議 長	日程第17「議会活性化検討特別委員の選任」を行います。 お諮りします。 議会活性化検討特別委員会の委員の互選については、委員会条例第8条第4項の規定により、 田口讓司議員 奥村忠義議員 木村博文議員 深野良二議員 持山英幸議員 以上のとおり指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会活性化検討特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。
日程第18	
議 長	日程第18「議会活性化検討特別委員長及び副委員長の互選」を行います。 委員会条例第9条第2項の規定により、議会活性化検討特別委員会において委員長及び副委員長が互選されていますので、この結果を報告します。 議会活性化検討特別委員長 田口讓司議員 議会活性化検討特別副委員長 奥村忠義議員 以上のとおり互選されましたので、報告いたします。
日程第19	
議 長	日程第19「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を行います。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合同規約第5条第1項の規定により、組合議会議員の選挙を行います。

	お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第108条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については指名推選で行うことを決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、 田中政浩議員 横山善美議員 柳雅明議員 田口譲司議員 以上を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した、 田中政浩議員 横山善美議員 柳雅明議員 田口譲司議員 を当選人と定めることにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名した、 田中政浩議員 横山善美議員 柳雅明議員 田口譲司議員 が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
日程第20	
議 長	日程第20「甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙」を行います。 甘木・朝倉・三井環境施設組合同規約第5条第1項の規定により、筑前町から3名選出であります。2名については議長と副議長となっております。したがって、甘木・朝倉・三井環境施設組合同規約第5条第1項の規定により、3名のうち、あと1名の組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第108条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については指名推選で行うことを決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。 甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、 持山英幸議員 を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した、 持山英幸議員 を当選人と定めることにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名した、 持山英幸議員 が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
日程第21	
議 長	日程第21「筑慈苑施設組合議会議員の選挙」を行います。 筑慈苑施設組合規約第5条第1項の規定により、組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法は、地方自治法第108条第2項の規定により、指名推選したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。 筑慈苑施設組合議会議員に、 木村博文議員 木村和彦議員 を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した、 木村博文議員 木村和彦議員

	を当選人と定めることにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました、 木村博文議員 木村和彦議員 が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
日程第22	
議 長	日程第22「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。 福岡県介護保険広域連合規約第8条第1項の規定により、議会の議員及び長の中から1人選出となっており、ただいまから組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第108条第2項の規定により、指名推選したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名方法は議長が指名することに決定いたしました。 福岡県介護保険広域連合議会議員に、 河内直子議員 を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した、 河内直子議員 を当選人と定めることにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました、 河内直子議員 が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
日程第23	
議 長	日程第23「両筑衛生施設組合議会議員の選任」を行います。 お諮りします。 両筑衛生施設組合議会議員の選任については、組合規約第5条の規定により、議長及び主管常任委員長となっております。 議長の田中政浩

	文教厚生常任委員の深野良二議員 を指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、両筑衛生施設組合議会議員は、ただいま指名したとおり選任すること を決定いたしました。
日程第 2 4	
議 長	日程第 2 4「福岡県南広域水道企業団議会議員の選任」を行います。 お諮りします。 福岡県南広域水道企業団議会議員の選任については、企業団規約第 5 条第 2 項の規 定により、関係団体の議会の議長をもって充てるとなっております。 議長の田中政浩 を指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、福岡県南広域水道企業団議会議員は、ただいま指名したとおり選任す ることに決定いたしました。
日程第 2 5	
議 長	日程第 2 5「町長提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	それでは、本日提案します同意案件の提案理由の説明を申し上げます。 同意第 1 号 筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについては、福本秀昭 委員の任期満了に伴い、後任の選任について同意を求めるものであります。 以上、御提案申し上げますので、慎重に御審議いただき賛同賜りますようお願い申 上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第 2 6	
議 長	日程第 2 6 同意第 1 号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについ て」を議題とします。 地方自治法第 1 0 7 条の規定により、除斥に該当すると認められますので、山本一 洋議員の退席を求めます。 (山本一洋議員退席)
議 長	それでは、説明を求めます。 総務課長
総務課長	お手元の臨時議会の議案書、2 ページをお願いします。 同意第 1 号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定に より、議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 住所 福岡県朝倉郡筑前町弥永 氏名 山本一洋 生年月日 提案理由につきましては先ほど町長が説明されましたので、省略いたします。 以上でございます。

議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を省き、採決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	同意第１号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第１号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第１号「筑前町監査委員の選任について同意を求めることについて」は同意することに決定いたしました。 山本一洋議員は席に戻っていただきます。 (山本一洋議員着席)
日程第２７	
議 長	日程第２７「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 議会運営委員会から、議会規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。
日程第２８	
議 長	日程第２８「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 各常任委員会から、所掌事務のうち、会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
日程第２９	
議 長	日程第２９「議会広報特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 議会広報特別委員会から、所掌事務のうち、会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした所掌事務調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
日程第30	
議 長	日程第30「議会活性化検討特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。 議会活性化検討特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
閉 会	
議 長	平成31年第1回臨時議会の閉会の宣言。 本臨時会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。 町長
町 長	一言御挨拶申し上げます。 平成31年の初議会、大変お疲れさまでございました。新体制のもとに新しいまちづくりが推進されるものと期待させていただきます。 今後ともよろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。お疲れさまでした。
議 長	町長からの御挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 平成31年第1回筑前町臨時会を閉会します。お疲れさまでした。 (15:18)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 田中政浩 1 番 議 員 柳 雅明 2 番 議 員 持山英幸